

溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る 価格カルテル事件の追加告発について

平成20年12月8日
公正取引委員会

公正取引委員会は、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について、本年11月11日、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、日鉄住金鋼板株式会社ほか2社を検事総長に告発したところであるが、更に、同犯罪当時の被告発会社等4社^(注1)で本件商品^(注2)の販売に関する業務に従事していた6名が同法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、本日、検事総長に追加告発を行った。

その概要は以下のとおりである。

(注1) ここで「被告発会社等4社」とは、日鉄鋼板株式会社、住友金属建材株式会社、日新製鋼株式会社及び株式会社淀川製鋼所を指す。

なお、日鉄鋼板株式会社は、平成18年12月1日、本件商品の製造販売等の事業を営んでいた住友金属建材株式会社の吸収分割により同社の本件商品の製造販売等の事業を承継し、商号を変更して、日鉄住金鋼板株式会社となったものであり、本年11月11日における被告発会社は、日鉄住金鋼板株式会社、日新製鋼株式会社及び株式会社淀川製鋼所の3社である。

(注2) 不特定多数の需要者向け溶融5.5パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(塗装品種及び非塗装品種の双方。)

1 被告発人

本年11月11日に告発済みの被告発会社日新製鋼株式会社及び同株式会社淀川製鋼所並びに同日鉄住金鋼板株式会社の前身である日鉄鋼板株式会社及び住友金属建材株式会社の各従業者として、本件商品の販売に関する業務に従事していた者計6名。

2 告発の根拠

(1) 事実

上記被告発会社等4社の従業者として本件商品の販売に関する業務に従事していた上記被告発人6名は、同一会社に所属する被告発人らにおいて共謀の上、本件商品の製造販売等の事業を営む他の事業者の従業者らとともに、本件商品に関し、平成18年4月ころから同年6月ころまでの間、東京都内で会合を開催するなどして協議を重ね、同年7月1日以降に出荷する本件商品の販売価格を、同年6月時点における各社販売価格から1キログラム当たり10円引き上げる旨合意し、もって、各社が共同して、本件商品の販売に関し、各社の事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、本件商品の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局
犯則審査部第二特別審査
電話 03-3519-5685(直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(2) 罰条

独占禁止法第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 第3条
刑法第60条

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）**（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）****〔定義〕****第二条**

- 6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕**第三条** 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。**〔告発、不起訴処分の報告〕****第七十四条** 公正取引委員会は、第十二章〔犯則事件の調査等〕に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

- 2 公正取引委員会は、前項に定めるもののほか、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。
- 3 前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなければならない。

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕**第八十九条** 次の各号のいずれかに該当するものは、三年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条第一項第一号〔事業者団体による競争の実質的制限の禁止〕の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの
- 2 前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕**第九十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第八十九条〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕五億円以下の罰金刑

刑法（抄）**（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）****〔共同正犯〕****第六十条** 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。